

労働者性

厚生労働省研究会が判断基準を初めて提示

TOPICS

1

厚生労働省の「労使関係法研究会」

(座長 荒木尚志・東京大学大学院法学政治学研究科教授)は七月二五日、労働組合法上の労働者性の判断基準を初めて提示する報告書をまとめた。会社などに雇用されず、業務委託契約を結んだり、自営で働く個人事業者が労働組合法上の労働者に当たるか否かについて、一定の方向性を示した格好。同省は同日付けで、報告書を労働委員会や都道府県に通知した。

判断基準の不確立が問題に

労働者の働き方が多様化するなか、業務委託や独立自営などの就労形態にある者が増えている。労働政策研究・研修機構の試算では、業務委託を受け業務を提供する個人自営業者の数は二〇〇五年時点で約一二五万人にのぼる。

こうした労働供給者が労働組合を結成し、会社に団体交渉を求めても「事業主であり、労働者には当たらない」として拒否され、紛争に至るケースも生じている。労働組合法第三条で定義される「労働者」に該当するか否かについて、確立した判断基準がなかったことなどから、紛争を取り扱った労働委員会の命令と、裁判所(下級審)の判決で異なる結論が示され、法的安定性の観点から問題となっていた。

研究会では、労働者性の判断基準を

明確化することで円滑な団体交渉を期待しようとする。労働組合法の趣旨・目的、制定時の立法者意思、学説、労働委員会命令のほか、CBC管弦楽団労組事件、国立劇場運営財団事件、INAXメンテナンス事件などの裁判例を踏まえ、昨年一月から一定のルール作りに向けた検討を進めてきた。

報告書は、労働組合法上の「労働者」を(労働基準法や労働契約法上の「労働者」とは異なり)、「法の趣旨等を踏まえると、売り惜しみのきかない自らの労働力という特殊な財を提供して対価を得て生活するがゆえに、相手方の個別の交渉力に格差が生じ、契約自由の原則を貫徹しては不当な結果が生じるため労働組合を組織し、集団的な交渉による保護が図られるべき者が幅広く含まれる」としたうえで、これに該当するかについては、(1)基本的判断要素(2)補充的判断要素(3)消極的判断要素——を総合勘案して判断すべきと結論づけた。

業務、契約、報酬の中身で

具体的にみると、(1)基本的判断要素については、①事業組織への組み入れ(労働供給者が相手方の業務の遂行に不可欠ないし重要な労働力として組織内に確保されているか)②契約内容の一方的・定型的決定(契約の締

結の態様から、労働条件や提供する業務の内容を相手方が一方的・定型的に決定しているか)③報酬の労務対価性(労働供給者の報酬が労務供給に対する対価又はそれに類するものとしての性格を有するか)——を明記。そのうえで、労働者性が肯定的に解される例として、①労働力を確保する目的で契約が締結されている、第三者に対して相手方の組織の一部として扱っている、受託業務に類する業務を事実上、相手方以外から受託できない②労働条件が一方的に決定され事実上、個別交渉の余地がない、定型的な契約様式が使用されている③報酬が仕事の完成に對してというより業務量や時間に基づいて算出されている、一定額の支払いが保証されている——等を挙げた。

(2)補充的判断要素については、④業務の依頼に必ず関与する(労働供給者が相手方からの個々の業務の依頼に対して、基本的に必ず関与する必要がある)⑤広い意味での指揮監督下の業務提供、一定の時間的場所的拘束(労働供給者が、相手方の指揮監督の下に業務の供給を行っている)と広い意味で解することができるか、業務の提供にあたっての日時や場所について一定の拘束を受けているか——を盛り込んだ。労働者性が肯定的に解される例としては、④個別の業務の依頼拒否

に対して不利益取り扱いの可能性がある、実際に個別の業務依頼を拒否できない/拒否する者がほとんど存在しない⑤業務供給の態様に對し詳細な指示がなされている、定期的に報告等が要求されている、業務量や業務を提供する日時・場所の裁量余地がない、一定の日時に出勤や待機等が必要である、実際に一定程度の日時を当該業務に費やしている——等を想定している。

逆に、労働者性の(3)消極的判断要素としては、⑥顕著な事業者性(労働供給者が、恒常的に自己の才覚で利用できる機会を有し自ラリスクを引き受けて事業を行う者と見られるか)を挙げ、業務における損益を負担している、他人労働力を利用する可能性がある/利用する実態がある、他に主たる事業を行っている、機材・材料の経費を負担している——等の場合に、事業者性が考慮され得るとした。

その上で、報告書は「仮に①③の基本的判断要素の一部が充たされない場合でも直ちに労働者性が否定されるものではない」とし、④(①を補強)及び⑤(①③全体を補完)の、補充的判断要素を含む他の要素と総合判断することで、労働者性が肯定される場合もあることに留意する必要がある」とした。また、「各判断要素の具体的な検討に当たっては、契約の形式のみに捉われないことなく、当事者の認識や契約の実際の運用を重視して判断すべき」などと付記している。

(調査・解析部)